

進達	平成一〇年二月二三日	判決	平成一〇年二月二三日	受付	平成一〇年二月二〇日
				法第四号	
閣議	平成一〇年二月二四日	次官會議	平成一〇年二月二三日	内閣受付	法第五号
署名大臣	法、総	公布	法律第五〇号		平成一〇年五月六日

長官

次長

第二部長

参事官

事務官



総務主幹

別紙法務大臣請議 裁判所法の一部を改正する法律案

閣議予定日
10.2.24
第二部

法務省司司第102号

平成10年2月20日

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎 殿

法務大臣 下 稲 葉 耕 吉

裁判所法の一部を改正する法律案について
標記法律案を第142回国会に提出する必要があるので、別紙法律案及び理由を添えて閣議を求めます。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

理由

時代の要請に適応した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一 修習期間の短縮

修習期間を少なくとも一年六月とすること。(第六十七条第一項関係)

第二 司法修習生の給与

司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外すること。(第六十七条第二項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二項関係)

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少なくとも一年六月間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、<u>修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。</u></p> <p>3 第一項の修習及び試験に関する事項は、<u>最高裁判所がこれを定める。</u></p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少くとも二年間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。</p> <p>3 （同上）</p>

目

次

一	裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）	1
二	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）	2
三	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）	8
四	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）	8
五	裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）	9

裁判所法の一部を改正する法律案参照条文

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第十四条（司法研修所） 裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第四十三条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第五十五条（司法研修所教官） 最高裁判所に司法研修所教官を置く。

2 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修養及び修習の指導を掌する。

第五十六条（司法研修所長） 最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

2 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習

生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

二 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）

（目的）

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。

（司法試験の種類）

第二条 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

（第一次試験）

第三条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学卒業程度において一般教養科目について短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

（第一次試験の免除）

第四条 次の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者
- 二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令六十一号）による専門学校を卒業し、

又は、修了した者

三 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験（以下高等試験と略称する。）予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会規則の定めるところにより、前三号に該当する者と同以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

（第二次試験）

第五条 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四条の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

（第二次試験の試験科目等）

第六条 短答式による試験は、次の三科目について行う。

一 憲法

二 民法

三 刑法

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の六科目について行う。

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

民事訴訟法

刑事訴訟法

六 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目。ただし、民事訴訟法及び刑事訴訟法は、前号において選択しなかつた場合に限り、選択することができる。

民事訴訟法

刑事訴訟法

行政法

破産法

労働法

国際公法

国際私法

刑事政策

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、その者が論文式による試験において受験した六科目について

て行う。

4 司法試験管理委員会は、試験科目中相当と認めるものについて、司法試験管理委員会規則で、その範囲を定めることができる。

5 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験の施行)

第七条 司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によつて定める。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間の实情その他の状況に照らし、必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわないように配意しつつ、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとすることができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべきものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その旨を告示しなければならない。これをやめるときも、同様とする。

(合格証書)

第九条 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(不正受験者)

第十条 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験の各試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(司法試験管理委員会)

第十二条 司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

(委員)

第十三条 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基き任命する。

3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務大臣が、大蔵大臣と協議して定める。

(委員長)

第十四条 委員長は、委員の互選に基き、法務大臣が任命する。

2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験考査委員)

第十五条 司法試験は、法務大臣が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。

2 司法試験考査委員に対する報酬は、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める。
(委員会の庶務)

第十六条 司法試験管理委員会の庶務は、法務省の本省においてつかさどる。

(司法試験管理委員会規則)

第十七条 司法試験管理委員会は、第四条第一項四号、第六条第四項及び第八条第二項に定めるもののほか、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

2 司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附 則 (抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

4 高等試験の行政科試験に合格した者(昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に

合格した者とみなされた者を含む。)で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述式を要する。

合格した者とみなされた者を含む。)で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験を免除する。

一 憲法

二 刑法

三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

6 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

三 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(抄)

(弁護士の資格)

第四条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

四 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)(抄)

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二・三（略）

2・3（略）

五 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）

第八条 司法修習生の受ける給与の額は、当分の間、最高裁判所の定めるところによる。

2（略）

3 司法修習生には、第一項の給与の外、当分の間、一般の官吏の例による給与を支給することができる。

第九条 裁判官の報酬及び司法修習生の給与等に関する細則は、最高裁判所がこれを定める。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

理由

時代の要請に適応した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月とするとともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を短縮するほか、司法修習生が国庫から給与を受ける期間について所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 修習期間の短縮

司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月とすること。

2 司法修習生の給与

司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外すること。

3 施行期日

この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、司法修習生の修習期間を短縮するほか、司法修習生が国庫から給与を受ける期間について所要の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十年四月十日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

法曹二者は、司法試験制度及び法曹養成制度の在り方について、次の事項に十分に配慮すべきである。

一 いわゆる合格枠制の見直しを含め法曹の選抜及び養成の在り方、将来必要とする法曹人口等について、大学関係者等との十分な意見交換も含めて総合的に検討を加え、法曹二者間で合意を得るよう努めること。

二 司法修習生の修習について、統一修習の制度を維持しながら、法曹としての識見、法曹倫理等に関する教育の充実を図るようすること。また、修習生受け入れ態勢の一層の整備をはかり、試験から廃止された法律選択科目の研修に配慮すること。

三 法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹二者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士制度等について検討すること。

四 社会の高度化、複雑多様化、国際化等の進展に伴い、増加すると予想される国民の法的ニーズに対応できよう、今後とも必要とされる裁判官及び検察官の増員並びに法律扶助制度等の司法の制度的基盤の整備充実に努めること。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

法務委員長 武田節子

参議院議長 斎藤十朗殿

要 領 書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間千人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築しようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府並びに最高裁判所は、社会の高度化、複雑多様化、国際化の進展に伴う多様な法的ニーズに的確に対応するため、次の諸点につき格別の配慮をすべきである。

一 適正な法曹人口の在り方について、長期的かつ総合的な検討を加えるとともに、いわゆる合格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成について、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹二者において合意を得るよう努めること。

二 司法試験の在り方については、大学における法学教育との関連性を重視し、大学関係者の意見を十分尊重すること。また、試験問題の公表を含む司法試験情報の開示について検討すること。

三 法曹養成における司法修習制度の在り方については、統一修習を維持しながら、法曹として要求される識見、倫理等に関する研修の充実を図ること。また、修習体制の一層の整備を行い、司法試験から廃止される法律選択科目の研修に配慮すること。

四 法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹二者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士制度等について検討すること。

五 増加する国民の法的ニーズに迅速・的確に対応するため、裁判官及び検察官の必要な増員を図るとともに、法律扶助制度等の司法の制度的基盤の充実・強化に努めること。

右決議する。